

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
(県例規集登載)

保健福祉課

- 特定施設の設置許可申請

環境管理課

- 指定介護予防サービスの事業の廃止

長寿社会課

- 保安林の解除予定

治山課

【公告】

- 県営土地改良事業廃止処理計画の縦覧

耕地課

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧

農村振興課

- 農業振興地域の区域の変更

農村振興課

- 公共測量の実施

監理課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

- 一般競争入札の実施

用度課

【選挙管理委員会】

- 選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙管理委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第六百四号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十九年度分の補助金から適用する。

平成二十九年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表保健福祉部の部岡山県福祉避難所設置促進事業費補助金の項、平成十六年台風第十号災害に係る災害援護資金貸付金利子補給補助金の項及び岡山県福祉事業団育成強化費補助金の項を削り、同部岡山県社会福祉事業助成費補助金の項の次のように加える。

岡山県福祉・介護職場体験事業費補助金	福祉・介護人材の確保	県内の社会福祉施設等の運営者	福祉・介護職場体験事業	選定額と総事業費から寄附金等を控除した額とのいずれか少ない額
岡山県キャリア形成訪問指導事業費補助金	福祉・介護人材の確保	県内の介護福祉士養成施設等を設置する団体、福祉・	キャリア形成訪問指導事業	選定額と総事業費から寄附金等を控除した額とのいずれか少ない額
		の他知 事 が 適		

平成29年12月22日 岡山県公報 第11951号

<p>岡山県福祉・介護人材確保対策推進補助金</p>	<p>岡山県福祉・介護人材参入促進事業費補助金</p>	
<p>福祉・介護人材の確保</p>	<p>福祉・介護人材の確保</p>	
<p>岡山県福祉・介護人材確保対策推進協議会の構成員</p>	<p>岡山県福祉・介護関係職能団体その他知事が適当と認められる団体</p>	<p>当と認められる団体</p>
<p>福祉・介護人材確保対策推進事業</p>	<p>福祉・介護人材参入促進事業</p>	
<p>定額。ただし、一事業当たり二百万円を限度とする。</p>	<p>選定額と総事業費から寄附金等を控除した額とのいずれか少ない額</p>	

岡山県外国人 介護福祉士候 補者受入施設 学習支援事業 費補助金	外国人介護福 祉士候補者の 円滑な就労及 び研修の実現	県内の 社会福 祉施 設、介 護福祉 士等養 成施設 等の運 営者	外国人介護福祉士 候補者受入施設学 習支援事業	選定額と総事業費 から寄附金等を控 除した額とのい れか少ない額
岡山県「介護 の日」啓発イ ベント支援事 業費補助金	福祉・介 護人の 材の確保	県内の 福祉・ 介護関 係職能 団体	「介護の日」啓 発イベント支援 事業	選定額と総事業費 から寄附金等を控 除した額とのい れか少ない額

表保健福祉部の部岡山県動物愛護推進事業費補助金の項及び岡山県食品衛生普及事業補助金の項を削り、同部岡山県放課後児童健全育成事業費補助金の項中

市町村 (指定)	1 岡山県学童地 域支援事業
都市及 び中核 市を除 く。)	2 岡山県放課後 児童クラブ障害 児受入サポ ート事業
	3 岡山県放課後 児童クラブ学 習支援事業

を

市町村 (指定)	岡山県学童地域支 援事業
都市及 び中核 市を除 く。)	1 岡山県放課後 児童クラブ障害 児受入サポ ート事業
	2 岡山県放課後 児童クラブ学 習支援事業

に改め、同部

岡山県特別保育事業費等補助金の項を次のように改める。

岡山県休日・病児保育事業費補助金	保育所等における休日保育及び病児保育の円滑な推進	市町村（指定都市及び中核市を除く。）	1 のびのび保育推進事業（休日保育）	補助基本額の二分の一以内
			2 働くおとうさん・おかあさん応援事業（病児保育）	

支援事業

表保健福祉部の部岡山県保育対策総合支援事業費補助金の項中

市町村	保育体制強化事業	補助基本額の四分の一
-----	----------	------------

を

市町村	保育体制強化事業	補助基本額の四分の一
市町村（指定都市及び中核市を除く。）	医療的ケア児保育支援モデル事業	補助基本額の四分の三

に改め、同部岡山県安心こども

市町村
保育所緊急整備事

基金特別対策事業費補助金の項中

市町 村、社 会福祉 法人等	児童養護施設等の 施設内遊具の安全 対策事業等	業等
指定都 市及び 中核市	不妊に悩む方への 特定治療支援事業	

を

市町村	保育所緊急整備事 業等
-----	----------------

に、「事業ごと」を「補助基本額に事業ごと」に、

「率」を「率を乗じて得た額以内」に改め、同部岡山県少子化対策強化交付金の項の次に次のように加える。

岡山県はたら くパパたちの 育休等奨励金	社会全体で支 え合いながら 子育てをする 環境づくりの 推進	知事が 別に定 める要 件に該 当する 事業主	1 男性育児休業 奨励金 2 孫育て休暇奨 励金	定額
岡山県子ども ・子育て支援 交付金	市町村が行う 地域子ども・ 子育て支援事	市町村	子ども・子育て支 援法（平成二十四 年法律第六十五 の	補助基本額の三分 の一

表保健福祉部の部岡山県少子化対策重点推進交付金の項中「補助基本額の十分の十」を「定額」に改め、同部岡山県結婚新生活支援事業費補助金の項の次に次のように加える。

	業の推進
	号)第五十九条に規定する地域子ども・子育て支援事業(同条第十三号に掲げる事業を除く。)

岡山県被災者支援総合交付金	東日本大震災により被災した子どもに対する支援	市町村	保育料等減免事業	定額
岡山県保育士就職準備金貸付事業(岡山県が適当と認める団体実施)補助金	保育人材の確保	知事が適当と認める団体	保育士就職準備金貸付事業	定額

表保健福祉部の部岡山県児童家庭支援センター運営事業費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県ひとり親家庭の子ども生活・学	ひとり親家庭の子ども生活の向上	市町村(指定都市及び中核	子どもの生活・学習支援事業	補助基本額の四分の三
-------------------	-----------------	--------------	---------------	------------

補助金		市を除く。		
岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金	ひとり親家庭の親の自立の促進	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会	岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	定額

表保健福祉部の部岡山県児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県次世代育成支援対策施設整備費補助金（児童虐待防止対策等に係る分）	児童養護施設等の防犯対策の強化	児童養護施設等の設置者	児童養護施設等の防犯対策を強化する工事	補助基本額の四分の三以内
-------------------------------------	-----------------	-------------	---------------------	--------------

表保健福祉部の部国民健康保険組合事務費補助金の項を削り、同部岡山県地域包括ケ

ア体制づくり市町村支援事業費補助金の項中

補助基本額の二分の一を

- 一 一般分補助基本額の二分の一
- 二 特別分

に改める。

補助基本額の
十分の十

◎岡山県告示第六百五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社大市珍珠

住 所 大阪府大阪市東住吉区住道矢田4丁目6番41号

氏 名 代表取締役 檜崎 眞治

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社大市珍珠岡山工場

所在地 苫田郡鏡野町市場15

平成29年12月22日 岡山県公報 第11951号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	18の2-ロ 冷凍調理食品製造業の 用に供する湯煮施設 (K-1)		18の2-ロ 冷凍調理食品製造業の 用に供する湯煮施設 (K-2, K-3)		18の2-ロ 冷凍調理食品製造業の 用に供する湯煮施設 (K-4)		18の2-ロ 冷凍調理食品製造業の 用に供する湯煮施設 (K-5, K-6)	
能	力	500 L		400 L / 基		600 L		200 L / 基	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続8時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	5	10	計8	計16	6	12	計4	計8
	p H	6.0~8.0	6.0~8.0	同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	800	1,000						
	C O D (mg/L)	500	700						
	S S (mg/L)	500	700						
	油 分 (mg/L)	20	50						
	T-N (mg/L)	50	70						
	T-P (mg/L)	30	50						

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成29年12月22日 岡山県公報 第11951号

区	分	新 設		新 設		新 設		新 設	
種	類	18の2-ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (M-1)		18の2-ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (Y-1)		18の2-ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (Y-2)		18の2-ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (S-1)	
能	力	4,420L/回		130L/回		130L/回		768L	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		2回/月, 1時間		2回/週, 8時間		3回/週, 8時間		1時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	6	10	2	3	4	8	1	2
	p H	6.0~8.0	6.0~8.0	同左		同左		6.0~8.0	6.0~8.0
	B O D (mg/L)	300	500	50	100			100	200
	C O D (mg/L)	300	500	50	100			100	200
	S S (mg/L)	50	200	10	20			100	200
	油 分 (mg/L)	10	50	5	10			10	20
	T-N (mg/L)	10	15	同左				3	5
	T-P (mg/L)	1	2					1	2

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成29年12月22日 岡山県公報 第11951号

区	分	新 設		新 設	
種	類	18の2-ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (S-2)		18の2-ハ 冷凍調理食品製造業の 用に供する洗浄施設 (S-3)	
能	力	1,408L		1,200L	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		1時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	2	4	同左	
	p H	6.0~8.0	6.0~8.0		
	B O D (mg/L)	100	200		
	C O D (mg/L)	100	200		
	S S (mg/L)	100	200		
	油 分 (mg/L)	10	20		
	T-N (mg/L)	3	5		
	T-P (mg/L)	1	2		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成29年12月22日 岡山県公報 第11951号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	新 設				
工場又は事業場における施設番号	排水処理施設No. 1				
種 類 及 び 型 式	H U E N S社連続式				
構 造	鉄筋コンクリート造				
主 要 寸 法	W24, 250mm × L12, 200mm × H6, 100mm				
能 力	200m ³ /日				
処 理 の 方 法	旋回噴流式オゾン処理+多重管型接触酸化処理 +接触ばっ気方式				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既設				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	91	200	同左	
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6		
	B O D (mg/L)	300	500	30	50
	C O D (mg/L)	300	500	20	30
	S S (mg/L)	50	200	30	40
	油 分 (mg/L)	10	50	2	5
	T - N (mg/L)	30	40	9	15
	T - P (mg/L)	20	25	0.8	1
大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	0	3,000以下	

平成29年12月22日 岡山県公報 第11951号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1		No. 7		No. 2~6, No. 8~27 (雨水)	
	新設		新設		新設	
区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	91	200	0.5	1.5	0	0
pH	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	-	-
BOD (mg/L)	30	50	60	90	-	-
COD (mg/L)	20	30	20	30	-	-
SS (mg/L)	30	40	40	50	-	-
油分 (mg/L)	2	5	2	5	-	-
T-N (mg/L)	9	15	120	160	-	-
T-P (mg/L)	0.8	1	1	3	-	-
大腸菌群数 (個/cm ³)	0	3,000以下	0	3,000以下	-	-

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成29年12月22日から平成30年1月12日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び鏡野町役場

◎岡山県告示第六百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

特別養護老人ホームフェニックス

2 所在地

岡山県玉野市玉原二―二四―四〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人陽光会

2 所在地

岡山県玉野市玉原二―二四―四〇

三 廃止年月日

平成二十九年十二月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇〇三七〇

五 サービスの種類

介護予防短期入所生活介護

◎岡山県告示第六百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十九年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

新見市神郷釜村字井手山六〇六の九、六〇六の一、六〇六の一二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔五三〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業廃止処理計画（中山間地域総合整備 川上地区（ほ場整備野呂地区））を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成二十九年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業廃止処理計画書（中山間地域総合整備 川上地区（ほ場整備野呂地区））

二 縦覧の期間

平成二十九年十二月二十二日から平成三十年一月十二日まで

三 縦覧の場所

高梁市産業経済部西部土木事務所

〔五三一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備川上地区（農業用排水施設整備音藤地区・北地区））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成二十九年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 川上地区（農業用排水施設整備音藤地区・北地区））変更計画書

二 縦覧の期間

平成二十九年十二月二十二日から平成三十年一月十二日まで

三 縦覧の場所

高梁市産業経済部西部土木事務所

〔五三二〕農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七條第一項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成二十九年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷農業振興地域、船穂農業振興地域及び真備農業振興地域を倉敷農業振興地域とし、その区域を次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その関係図書を岡山県農林水産部農村振興課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

〔五三三〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、井原市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十九年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

井原市岩倉地内	測量区域
公共測量（二級基準点測量）	測量の種類
平成二十九年十一月十日から 平成三十年三月三十日まで	測量期間

〔五三四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字新町南四〇七一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山七〇一二ポム・ダムールC二〇五号

奥山 翔太

三 許可番号

岡山県指令建指第二二七号

岡山県公報 第11951号 平成29年12月22日

〔五三五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

庁用自動車リース (小型貨物自動車) 27台

(2) 借入物品の特質等

庁用自動車リース業務 (小型貨物自動車) 27台入札説明書 (以下「入札説明書」という。) 及び車両リース仕様書 (以下「仕様書」という。) による。

(3) 納入期限

平成30年4月2日 (月) 26台

平成30年6月1日 (金) 1台

(4) 借入期間

平成30年4月1日から平成39年5月31日まで

(5) 借入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、全てのリース物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要するリース契約期間中の一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成29年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 (平成29年岡山県告示第58号 (物

岡山県公報 第11951号 平成29年12月22日

品の売買，修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で，格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) オートリース業務及びメンテナンスリース業務を行っている業者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を得ていないものは，資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先，提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁2階)

電話(086)226-7537

(2) 申請書の提出期限

平成30年2月2日(金)正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所，入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁2階)

電話(086)226-7537

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成29年12月22日(金)から平成30年2月2日(金)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所以て交付する。

また，郵送による交付を希望する場合は，交付に必要な期間を十分に考慮し，返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し，(1)の場所に請求すること。なお，交付する入札説明書等は，縦297ミリメートル，横210ミリメートル，重さ120g

ラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとするが、持参が望ましい。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年2月8日（木）13時30分

ただし、郵送等による場合にあつては、同月7日（水）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成30年2月2日（金）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義

務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :
27 vehicles

(2) Delivery date :
By 2 April (Monday) , 2018 (26 vehicles)
By 1 June (Friday) , 2018 (1 vehicle)

(3) Lease period :
From 1 April, 2018 to 31 May, 2027

(4) Delivery place :
Specified in the bid explanation form

(5) Time limit for tender :
1 :30 P.M. 8 February (Thursday) , 2018

(6) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies
Division

2 - 4 - 6 , Uchisange, Kita - ku, Okayama - shi, Okayama - ken, 700 - 8570,
Japan

TEL 086 - 226 - 7537

◎岡山県選管告示第八十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項に規定する岡山海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、七四四である。

平成二十九年十二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補